

大津市議会議会活性化検討委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市議会議会活性化検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市議会の活性化に関し、協議するため委員会を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、市議会の活性化に関する事項について協議及び検討を行い、その結果を議会運営委員会へ報告する。

(組織)

第4条 委員会は、副議長及び議会運営委員会の委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副議長の職にある者を、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議事を進行する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長は会議に諮って、公開することができる。
- 4 議員は、前項本文の規定にかかわらず、傍聴することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、議会局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。